

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

武蔵野市の人口は、昭和 40 年代に 13 万人に達して以来、ほぼ横ばいの傾向にあり、令和 2 年度時点で、15 歳未満の年少人口は 11.5%、生産年齢人口は 63.5%、65 歳以上の老年人口は 21.1%であり、当市は高齢社会となっている。

また、平成 28 年時点の市内の事業所数を産業別に見ると「卸売業・小売業」（構成比 26.3%）が最も多く、次いで「宿泊業・飲食サービス業」（同 17.7%）、「不動産業・物品賃貸業」（同 13.5%）となっており、この 3 つだけで市内事業所の約 6 割を占めている。その他は、「生活関連サービス・娯楽業」（同 9.7%）、「医療・福祉」（同 9.2%）、「教育・学習支援業」（同 5.1%）、「学術研究、専門・技術サービス業」（同 4.8%）、「サービス業（他に分類されないもの）」（同 3.8%）、「建設業」（同 3.5%）、「情報通信業」（同 2.5%）、「製造業」（同 1.6%）、「金融業・保険業」（同 1.4%）、「運輸業・郵便業」（同 0.7%）、「複合サービス事業」（同 0.2%）となっており、構成比としては小さいが平成 8 年時点と比べて「医療・福祉」が 2 倍近く増加している。従業員数についても同様の傾向にあるが、上位 2 つに次いで「医療・福祉」となっている。

その一方で、「製造業」の事業所数及び従業員数が大きく減少している。もともと、当市において「製造業」の占める割合は決して多くはないが、平成 11 年と令和元年を比較すると従業員数は 9 割以上減少していることが経済センサス等の調査で分かってきた。

上記のとおり、製造業の従業員数の減少や、さらに今後予想される人手不足等や多様な業種の設備投資に対応するため、中小企業者の先端設備等の導入を促し、生産性を向上させることが不可欠となっている。

(2) 目標

上記の実態を鑑み、市内事業者の前向きな投資や賃上げを後押しすべく、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、計画期間中に 4 件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

1 (1)の実態等で述べたとおり、当市の産業は多様な業種が市内の経済や雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当市の産業は、3 駅圏（吉祥寺、三鷹、武蔵境）ごとに市内全域に渡って広域に立地している。したがって、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

当市の産業は、「卸売業・小売業」、「サービス業（他に分類されないもの）」、「宿泊業・飲食サービス業」を中心に、「医療・福祉」や「製造業」まで多岐に渡り多様な業種が市内の経済や雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって、本計画においては労働生産性が年平均 3 % 以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から 2 年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3 年間、4 年間または 5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

先端設備等導入計画が認定された後に、進捗状況についての調査を実施する場合がある。

なお、以下に該当する場合は、計画認定の対象としない。

ア 人員削減を目的とした取り組み

イ 公序良俗に反する取り組みや反社会的勢力との関係が認められるもの

ウ 市税および所得税（法人の場合は法人税）を完納していないもの

エ 市で定める条例等に違反していることが明らかなもの

令和 5 年 4 月
武 蔵 野 市